

空家等対策に関するアンケート (近畿地方整備局集計版)

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 住宅整備課

■調査実施主体

・国土交通省住宅局住宅総合整備課

※集計は国土交通省近畿地方整備局建政部住宅整備課が暫定的に集計

■実施時期

・令和3年3月23日～令和3年4月19日

■調査対象

・近畿地方(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)の市町村
(215市町村)

■調査内容

【問1】空家法第6条に基づく空家等対策計画

【問2】空家法第7条に基づく協議会

【問3】空家法第14条に基づく措置

【問4】空き家所有者等の特定事務

【問5】除却等の改善がなされた物件数

【問6】現存する特定空家等の物件数

【問7】空き家対策における財産管理制度

【問8】財産管理制度

【問9】清算人の選任申立て実績

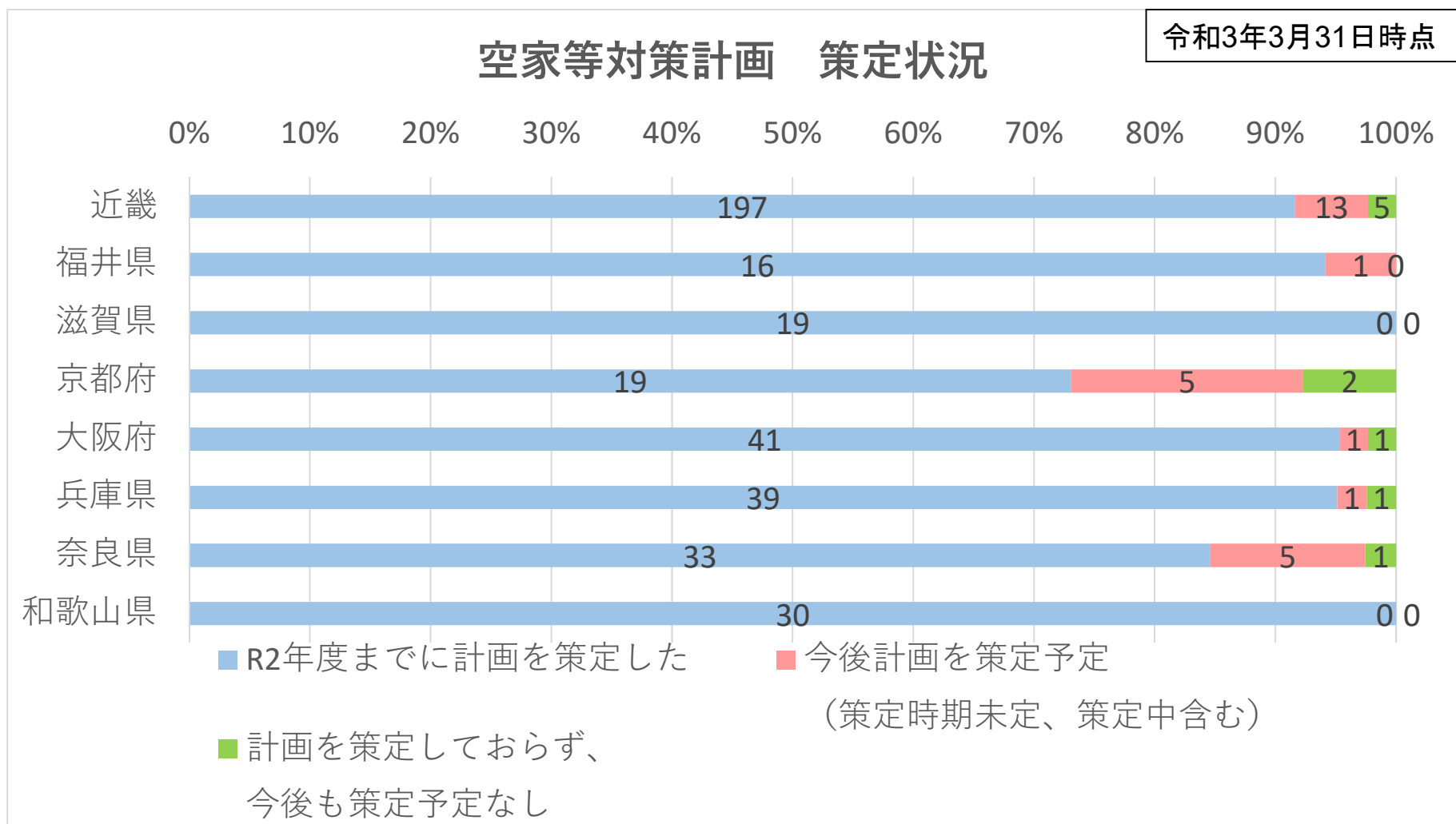
【問10】令和2年度から新規に取り組んだ内容

【問11】令和2年度から新規に取り組んだ独自の施策

【問12】空家法の運用や空き家対策についてのご意見

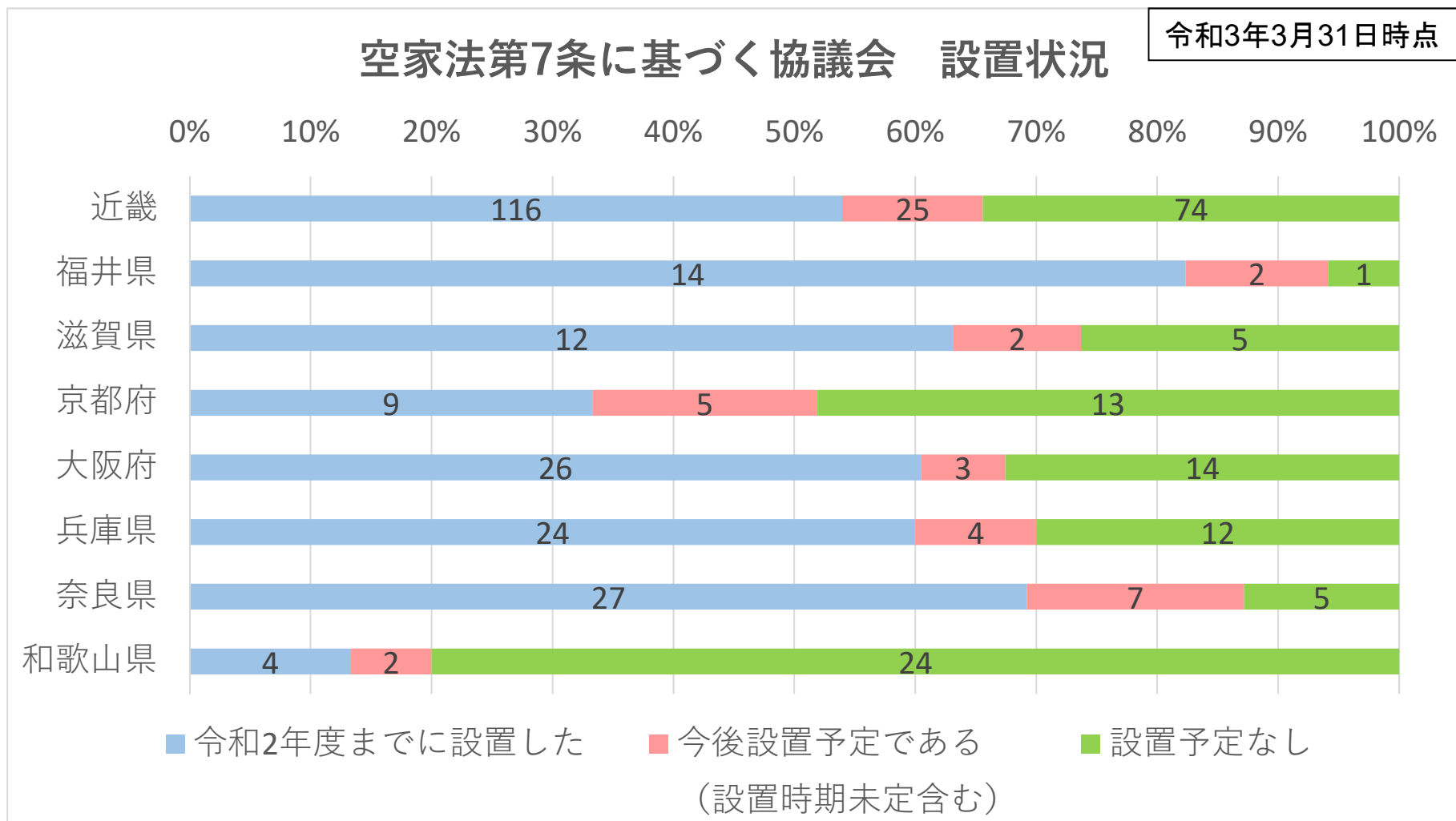
【問1】空家法第6条に基づく空家等対策計画の策定状況

- ・近畿管内全体では、197市町村(92%)が策定済みとなっている。
- ・策定済みと今後策定予定を足すと、210市町村(98%)となっている。



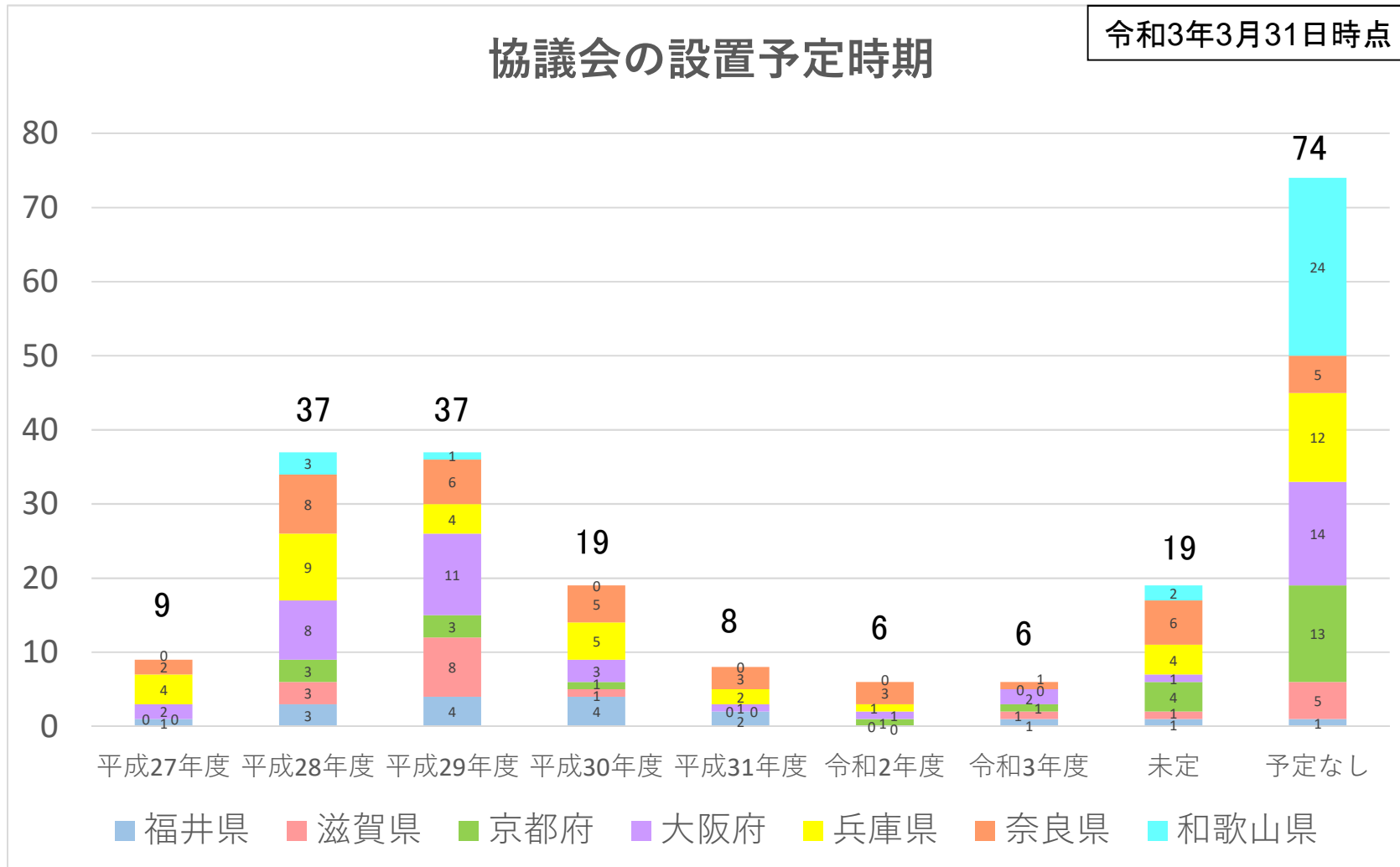
【問2】空家法第7条に基づく協議会の設置状況

- ・近畿管内全体では、116市町村(54%)が設置済となっている。
- ・設置済と今後設置予定を合わせると141市町村(66%)となっている。



【問2】空家法第7条に基づく協議会の設置予定時期

・今後空家法第7条に基づく協議会を設置予定と回答した市町村のうち、設置時期を令和3年度と回答した市町村は6市町村で、設置時期未定と回答した市町村は19市町村である。



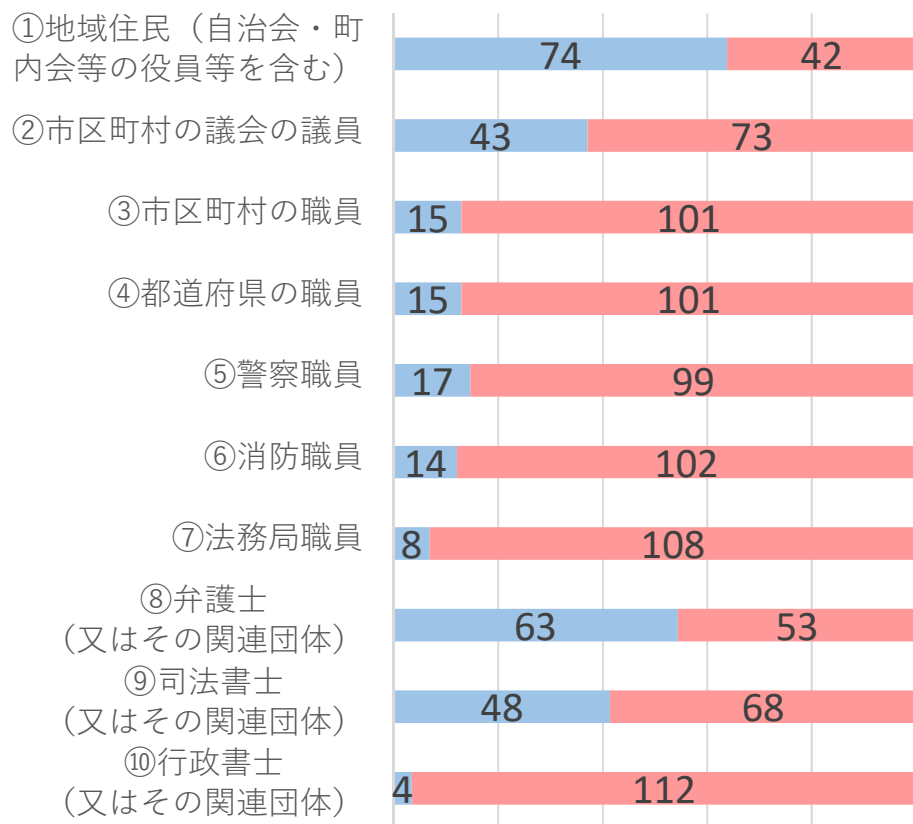
【問2】空家法第7条に基づく協議会の構成員の割合

・該当が多い順に、地域住民、建築士、学識経験者、弁護士、宅地建物取引士、司法書士、議員となっており、協議会設置済116市町村のうちおよそ半数の市町村で構成員とされている。

令和3年3月31日時点

協議会の構成員の割合

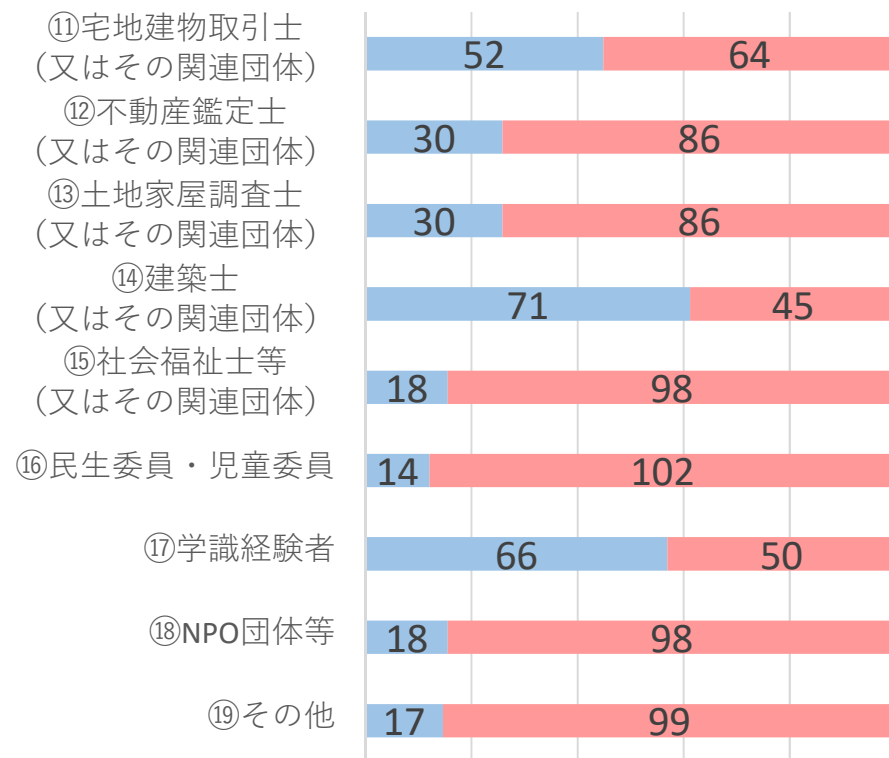
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 該当する ■ 該当しない

協議会の構成員の割合

0% 20% 40% 60% 80% 100%



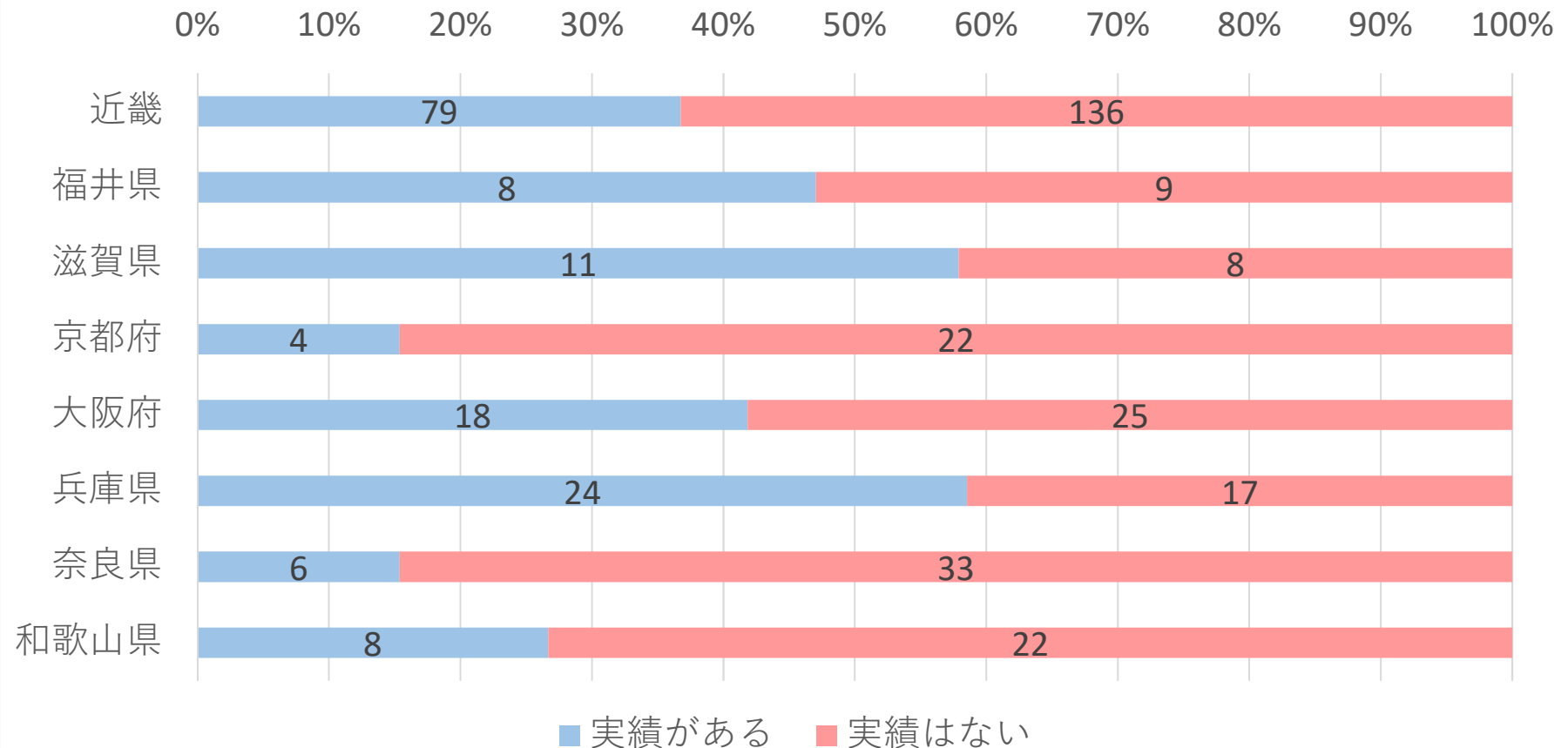
■ 該当する ■ 該当しない

【問3】空家法第14条に基づく措置の実績の有無

・近畿管内全体では、79市町村(37%)で実績がある。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計

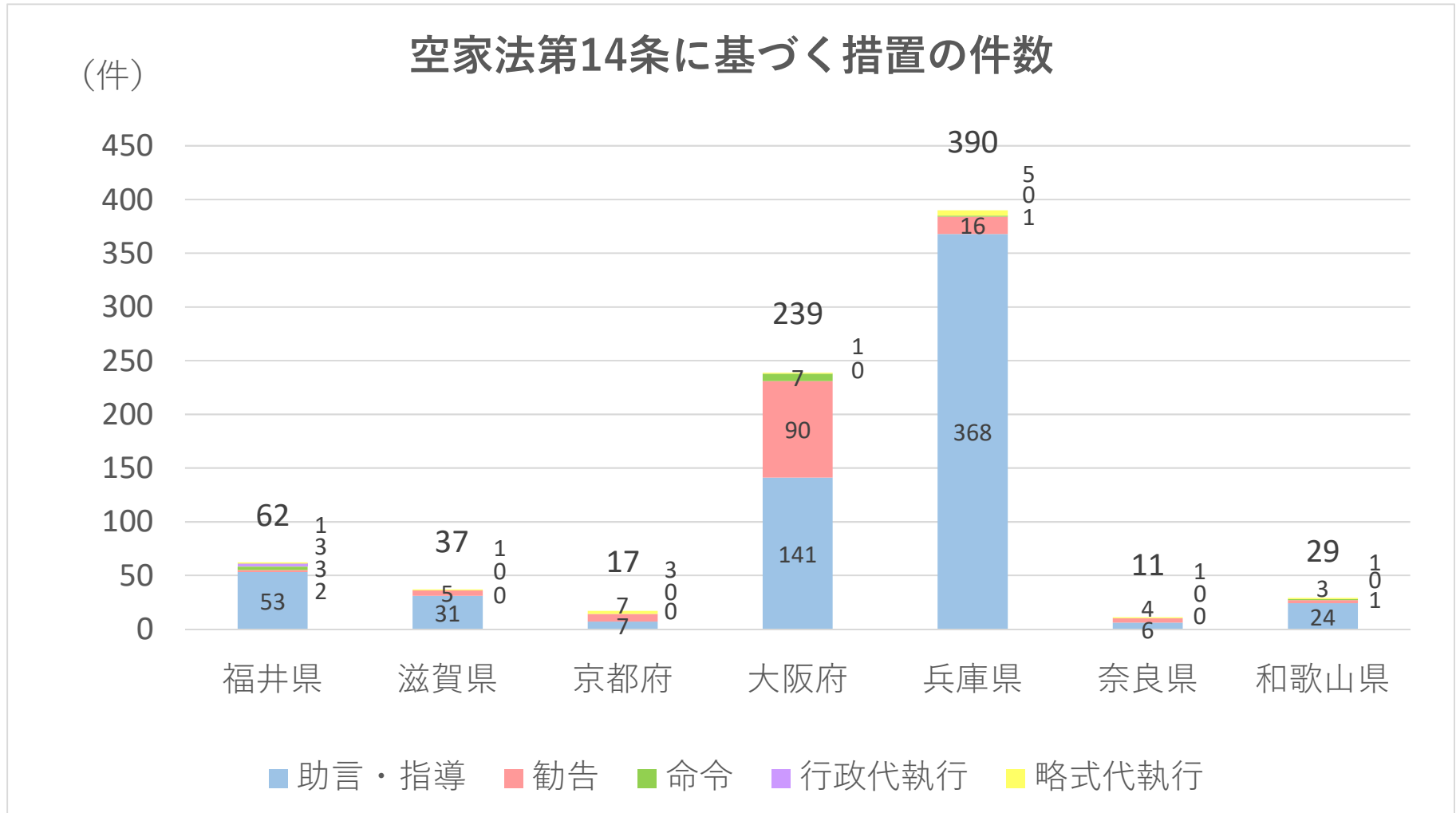
空家法第14条に基づく措置の実績の有無



【問3】空家法第14条に基づく措置の件数

- 空家法第14条に基づく特定空家等に対する措置の件数が多いのは、大阪府239件と兵庫県390件であり、他府県と比べ突出している。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計

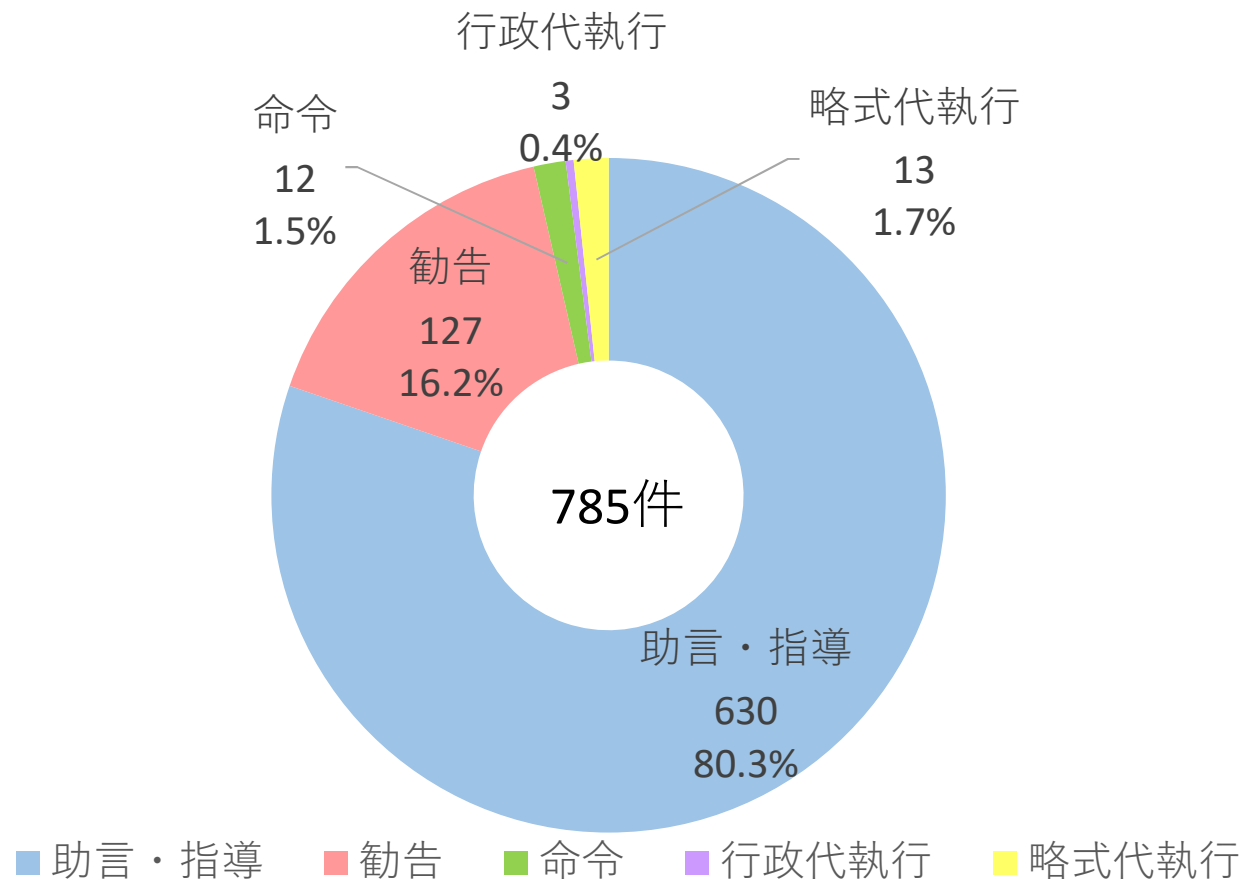


【問3】空家法第14条に基づく措置の件数(全体)

- ・近畿管内全体は、785件の措置実績があった。
- ・措置件数の内訳は、助言・指導630件(80.3%)、勧告127件(16.2%)である。
- ・行政代執行は3件、略式代執行は13件の実績があった。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計

空家法第14条に基づく措置の件数 (全体)

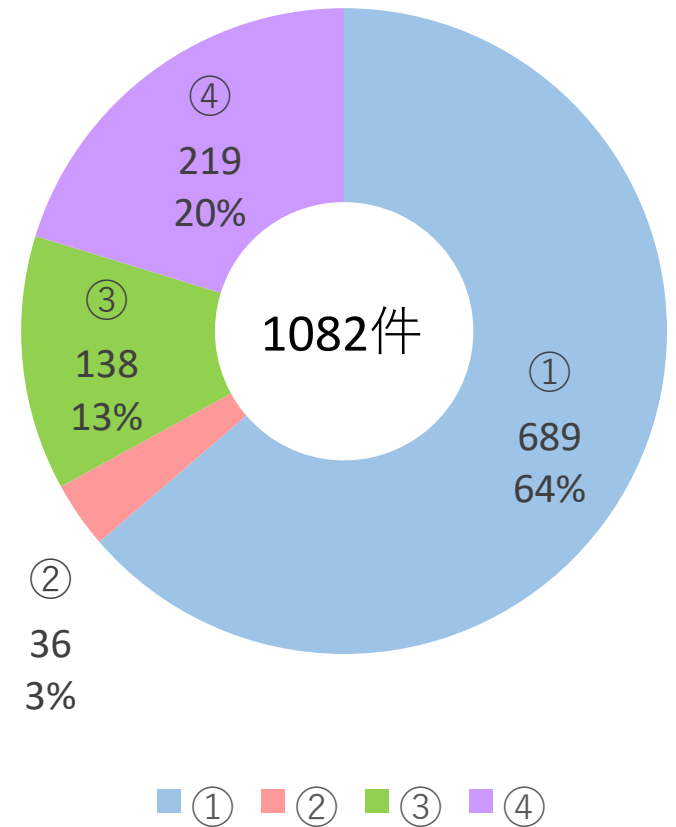
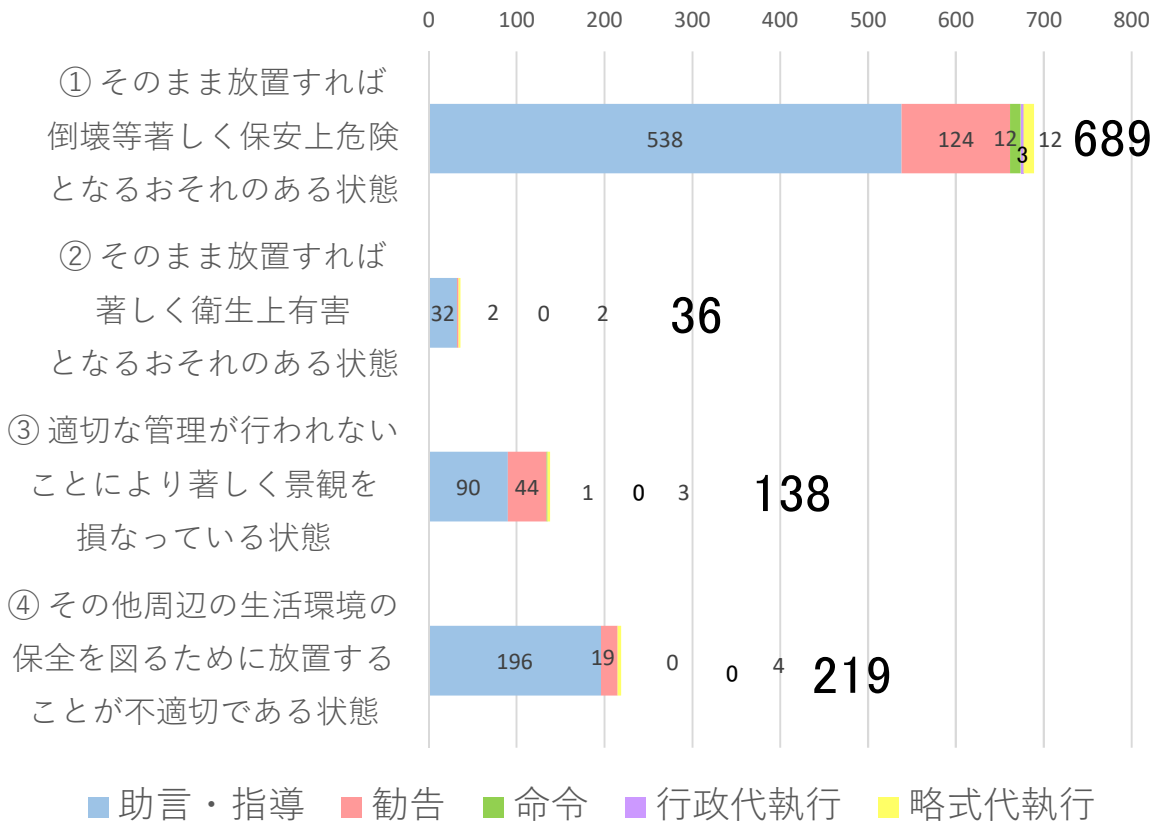


【問3】空き家法第14条に基づく特定空き家等の状態

・倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態に対する措置が最も多く約6割を占めている。衛生上有害となるおそれのある状態に対する措置は最も少なく、他に比べて助言指導までとなっているケースが多い。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計

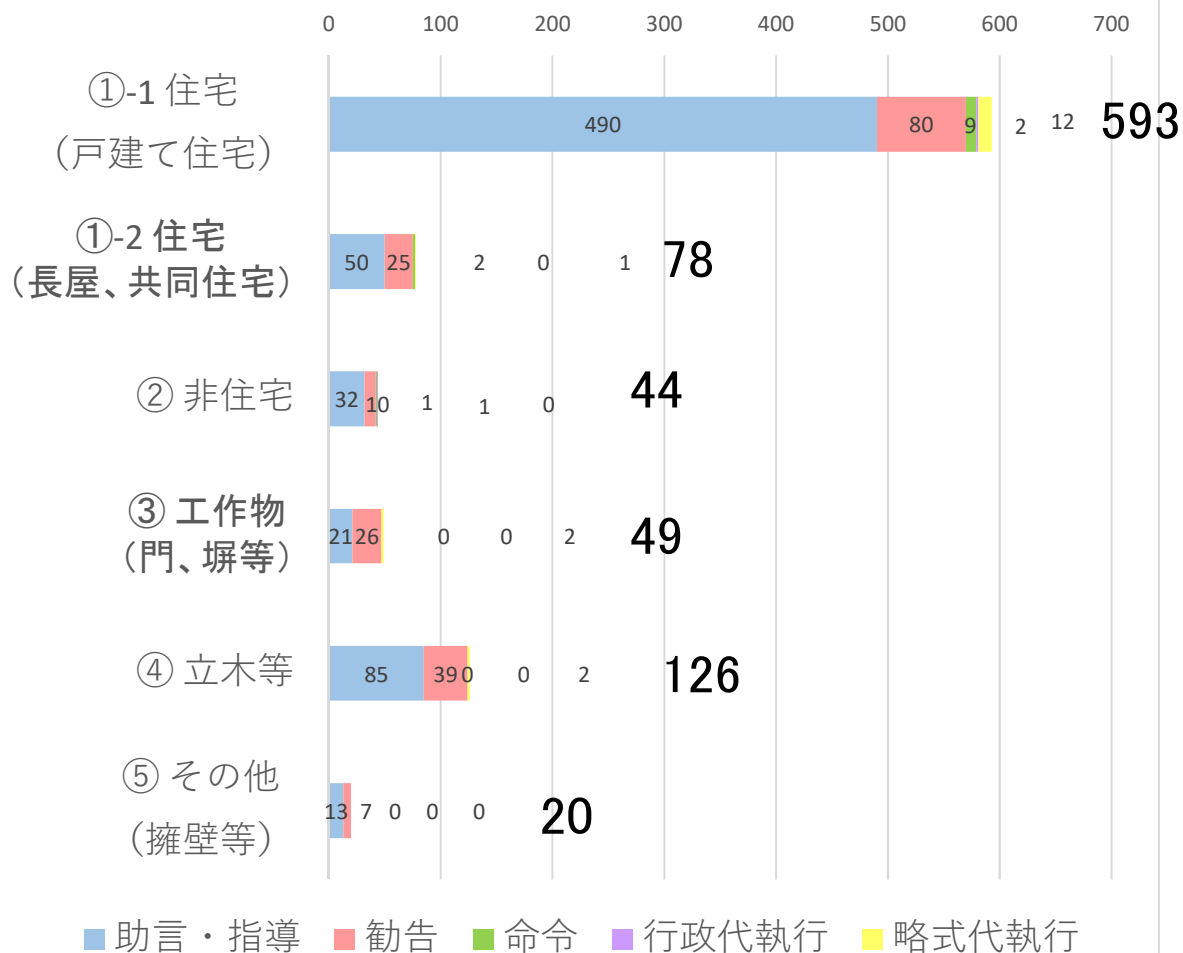
空き家法第14条に基づく特定空き家等の状態



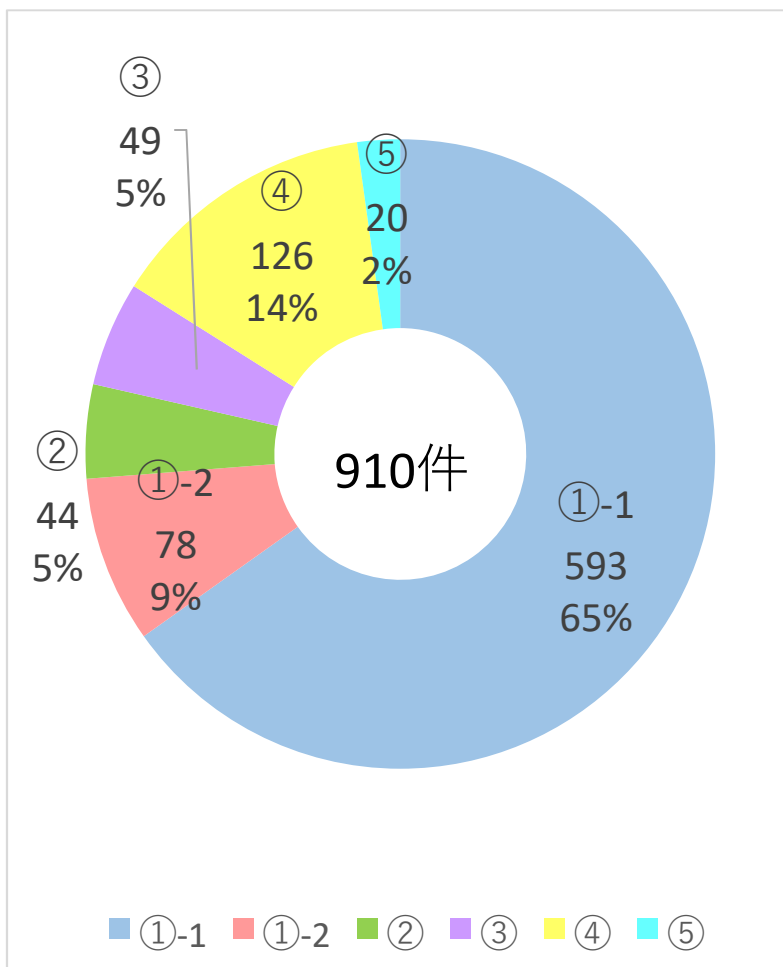
【問3】空家法第14条に基づく措置の対象物

・戸建て住宅を対象とした措置が最も多く593件で65%となっており、長屋、共同住宅に対する措置78件を含めると、住宅合計で74%となる。

空家法第14条に基づく措置の対象物

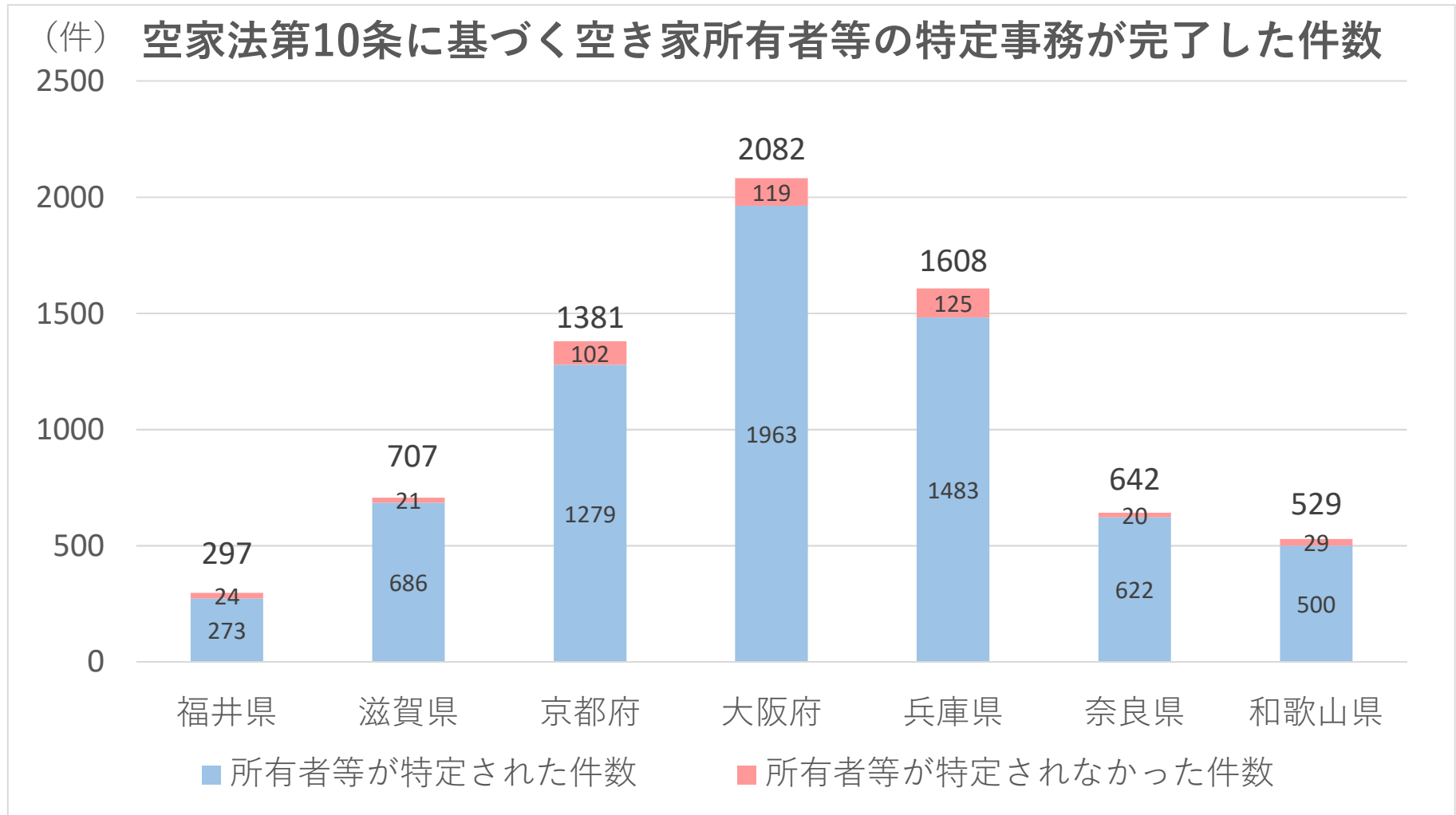


令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計



- ・空家法第10条に基づく空き家等の所有者に基づく情報の活用件数が多いのは、大阪府2,082件と兵庫県で1,608件である。

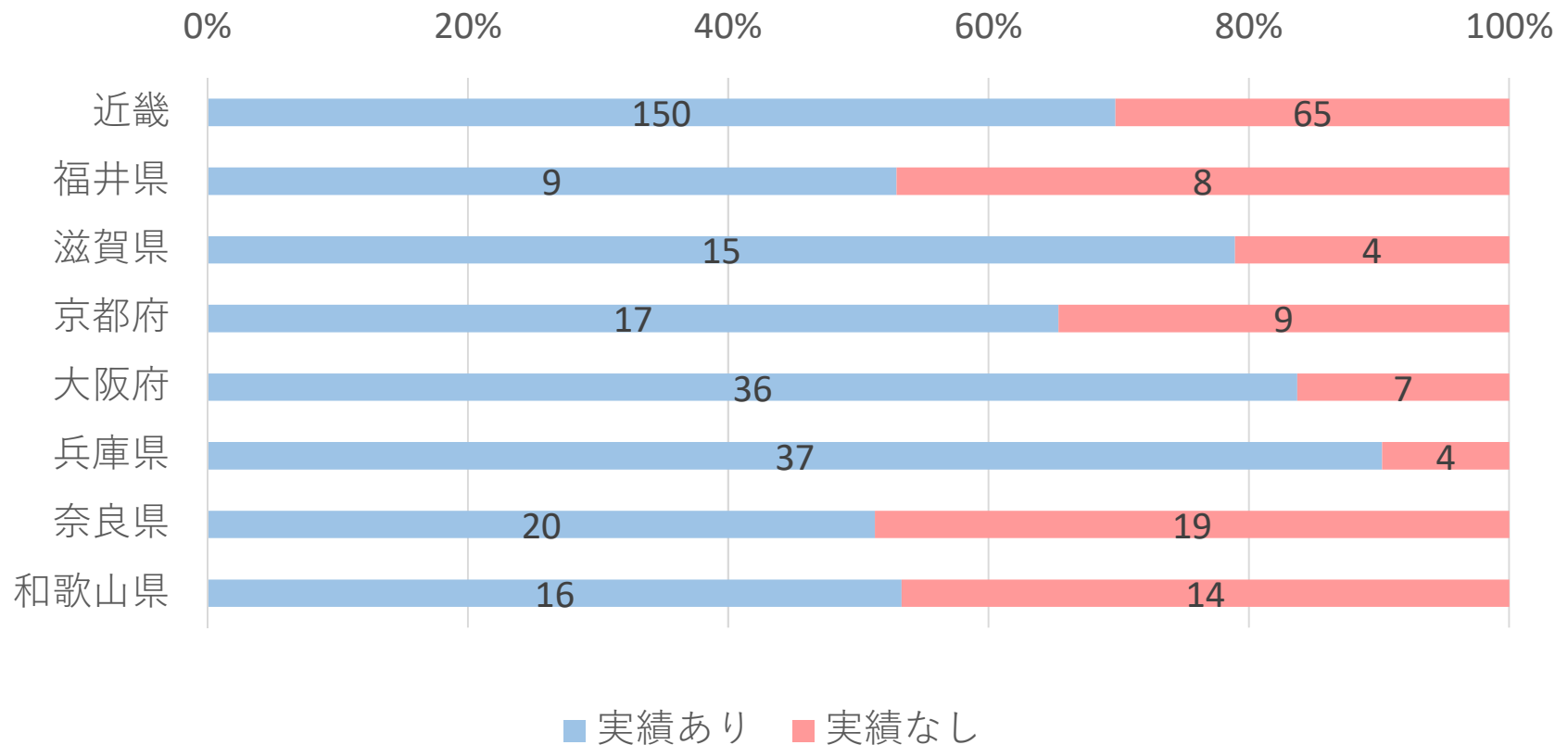
令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計



- ・近畿管内全体では、150市町村(70%)で空家法第10条に基づく空き家所有者等の特定事務を実施した実績がある。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計

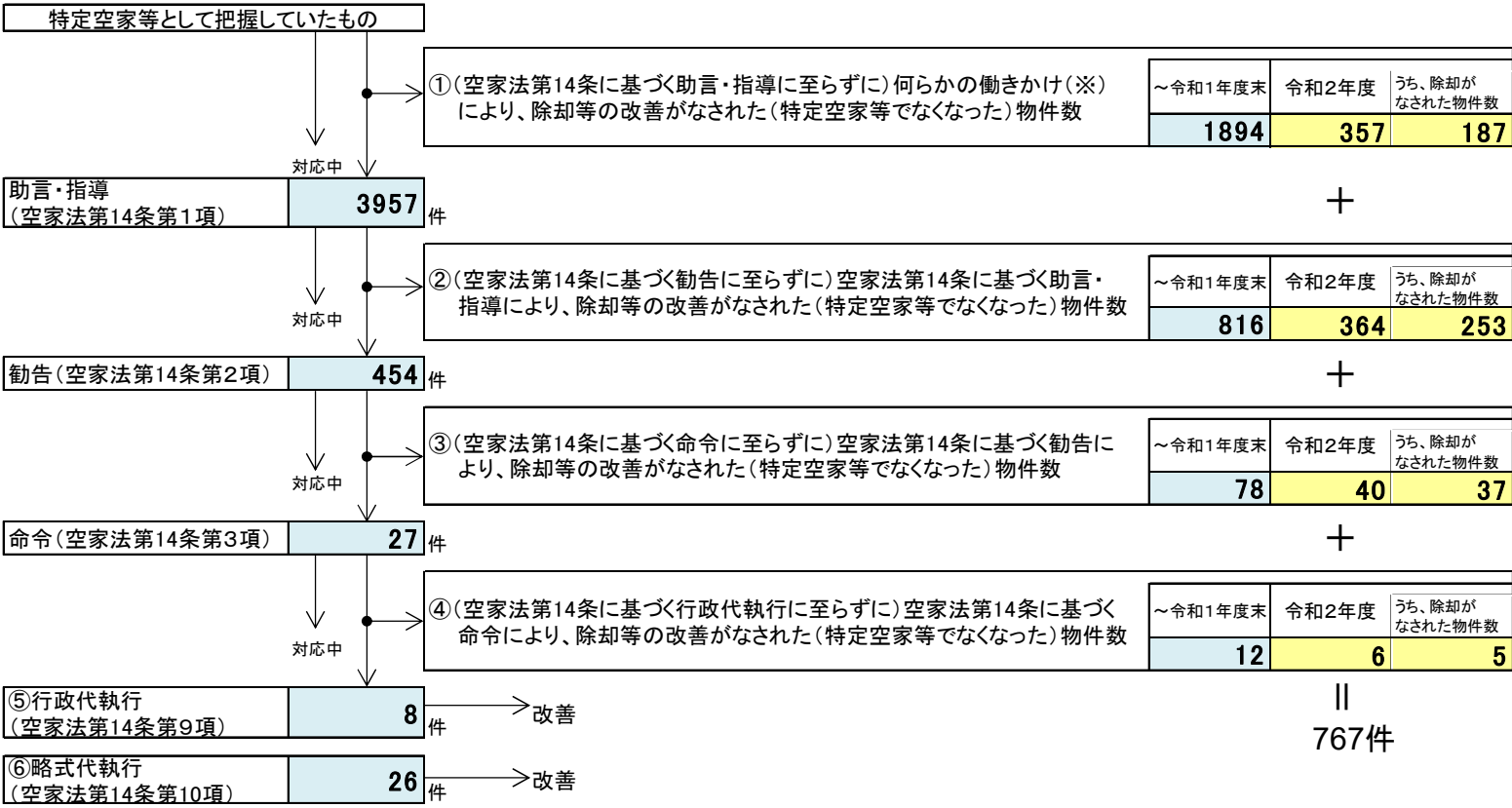
空家法第10条に基づく空き家所有者等の特定事務の実施の有無



【問5】除却等の改善がなされた実績

- ・ 特定空家等の改善物件は3,567件、うち2,251件は法14条措置に至る前の働きかけで改善。
- ・ 改善率(改善物件/措置件数)は、助言・指導30%、勧告26%、命令67%となっている。
- ・ 令和2年度の特定空家等以外の管理不全状態空家の改善物件は2324物件で特定空き家の約3倍。

(1) 特定空家等として把握していたもののうち、除却等の改善がなされた(=特定空家等でなくなった)物件数と、うち除却がなされた物件数。



平成27年5月26日～
令和3年3月31日の累計

平成2年4月1日～
令和3年3月31日の累計

(2) 特定空家等以外で管理不全状態(安全上・衛生上等の支障が生じている)の空き家として把握していたもののうち、何らかの働きかけ(※)を行った結果、除却等の改善がなされた(=管理不全状態でなくなった)物件数と、うち除却がなされた物件数。

除却等の改善がなされた物件数	～令和1年度末	令和2年度	うち、除却がなされた物件数
		9980	2324

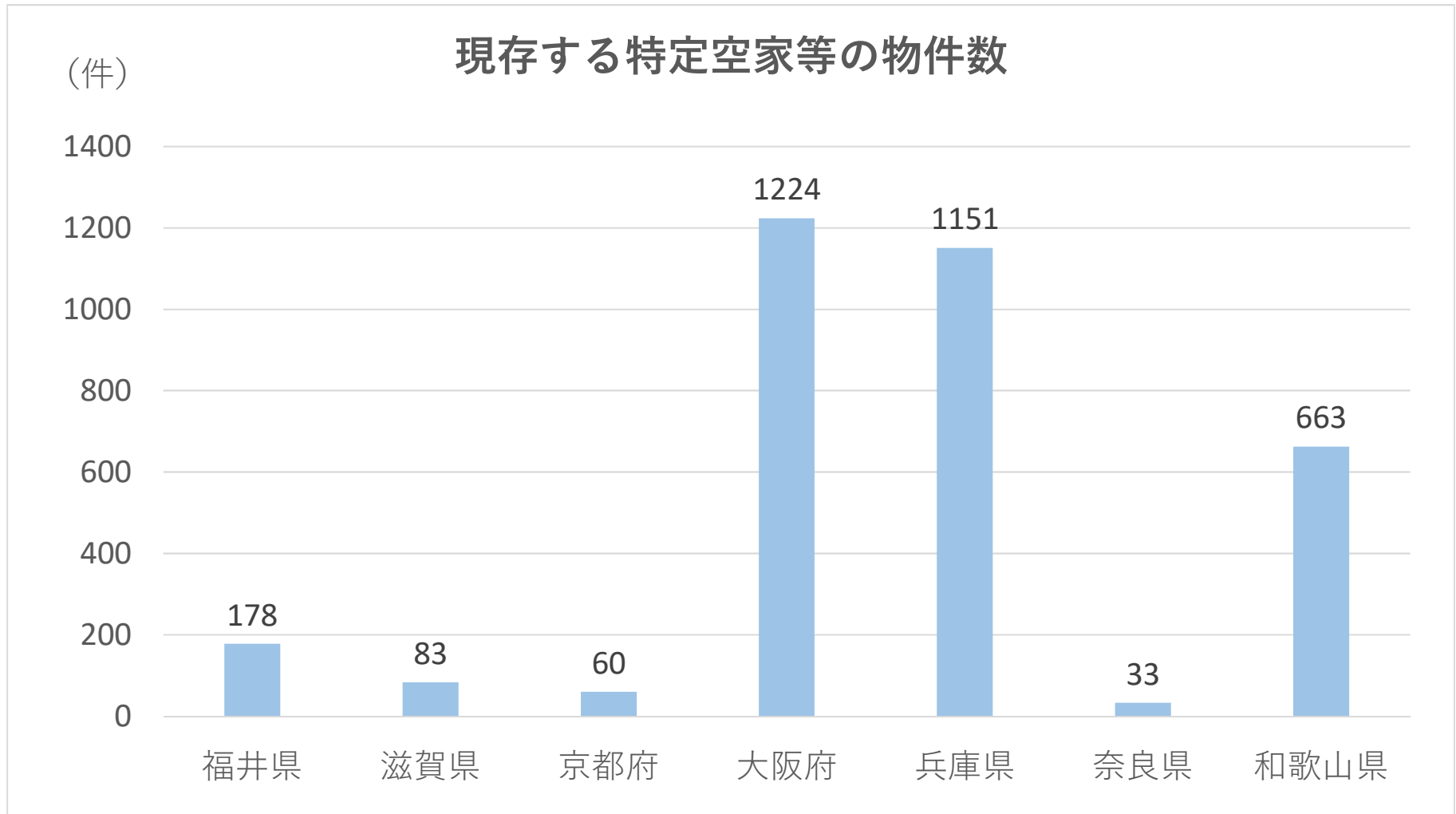
※次のような措置を指します。

- ・ 空家法第12条に基づく助言等
- ・ 空き家条例に基づく助言・指導・勧告・命令など
- ・ 任意の行政指導など
- ・ 除却、改修等への国費補助や市町村の単費事業(ただし、空き家バンクへの登録は対象外です)

【問6】現存する特定空家等の物件数

- ・現存する特定空家等の物件数が多いのは、大阪府1,224件と兵庫県1,151件であり、他府県と比べ突出している。

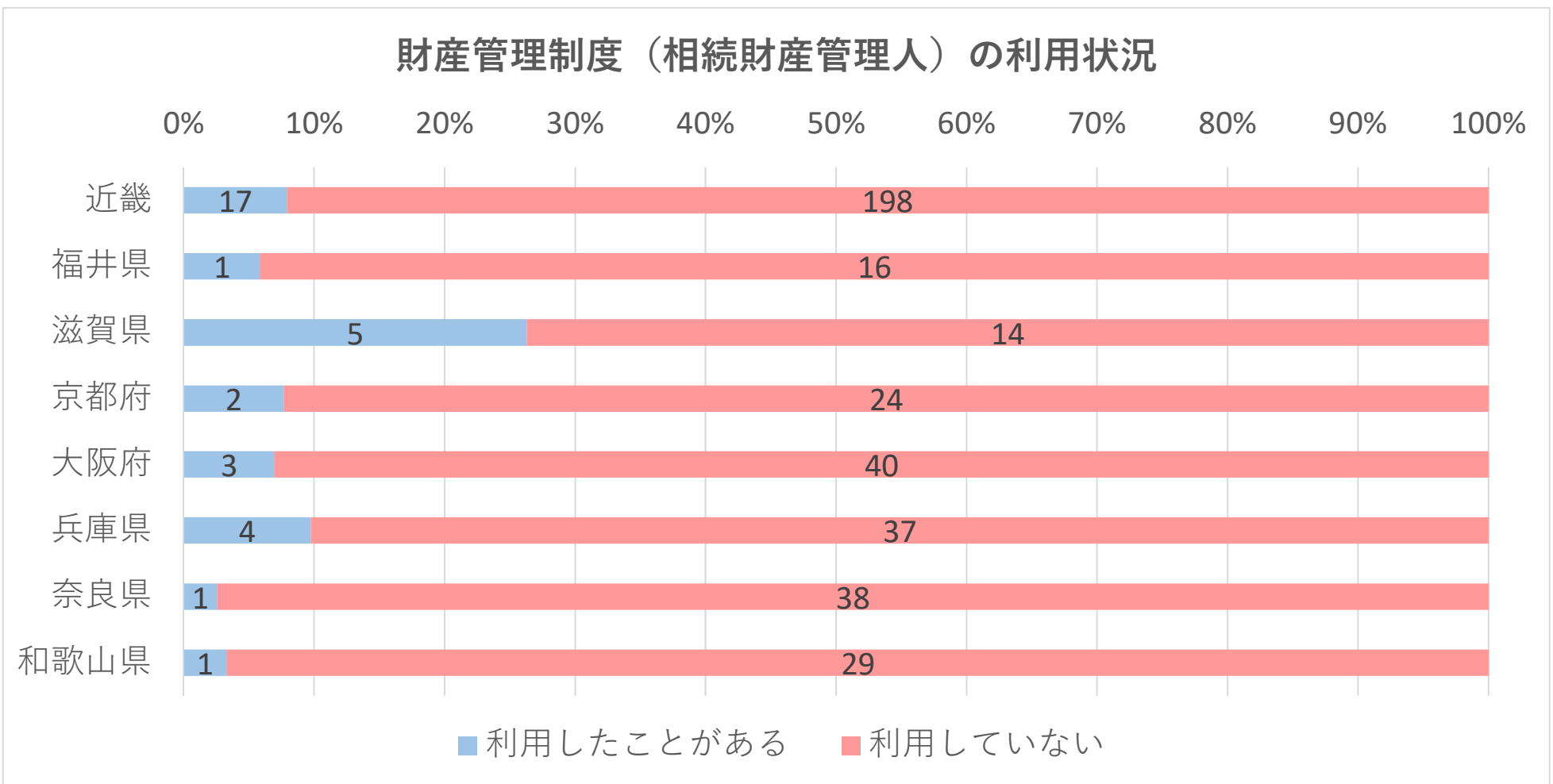
令和3年3月31日時点



【問7】空き家対策における財産管理制度の利用状況

- ・令和2年度に不在者財産管理人の財産管理制度を利用したことがある市町村はなかった。
- ・相続財産管理人の財産管理制度を利用したことがある市町村は、17市町村あった。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計

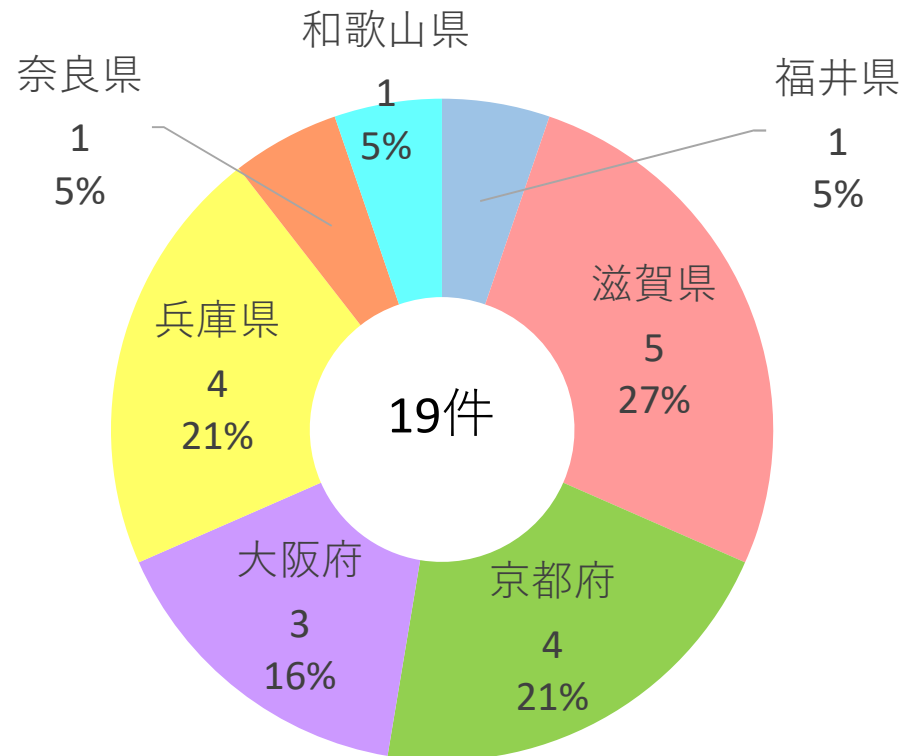


【問7】空き家対策における財産管理制度の利用件数

・相続財産管理人の財産管理制度の利用件数が多いのは、滋賀県で5件であった。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計

空き家対策における財産管理制度の利用件数



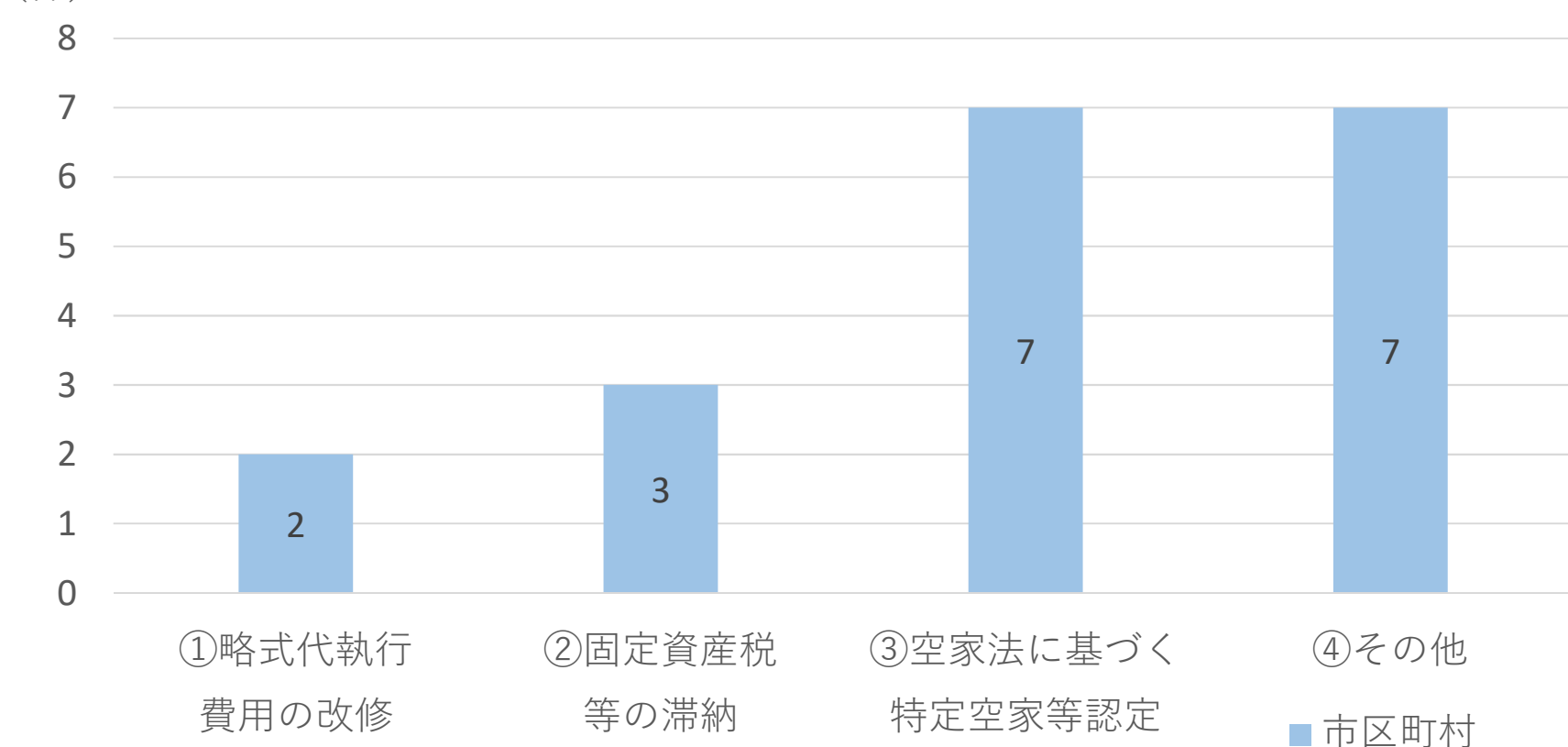
■ 福井県 ■ 滋賀県 ■ 京都府 ■ 大阪府 ■ 兵庫県 ■ 奈良県 ■ 和歌山県

【問7】申立理由・申立人別利用実績がある市町村数

- ・令和2年度に財産管理制度の利用実績がある市町村19市町村は全て市町村が申立人となっており、検察官を申立人としたものは無かった。
- ・財産管理制度の申立理由が多いのは、空家法に基づく特定空家等認定で7市町村とその他で7市町村である。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計

財産管理制度の申立理由・申立人別利用実績がある市町村数

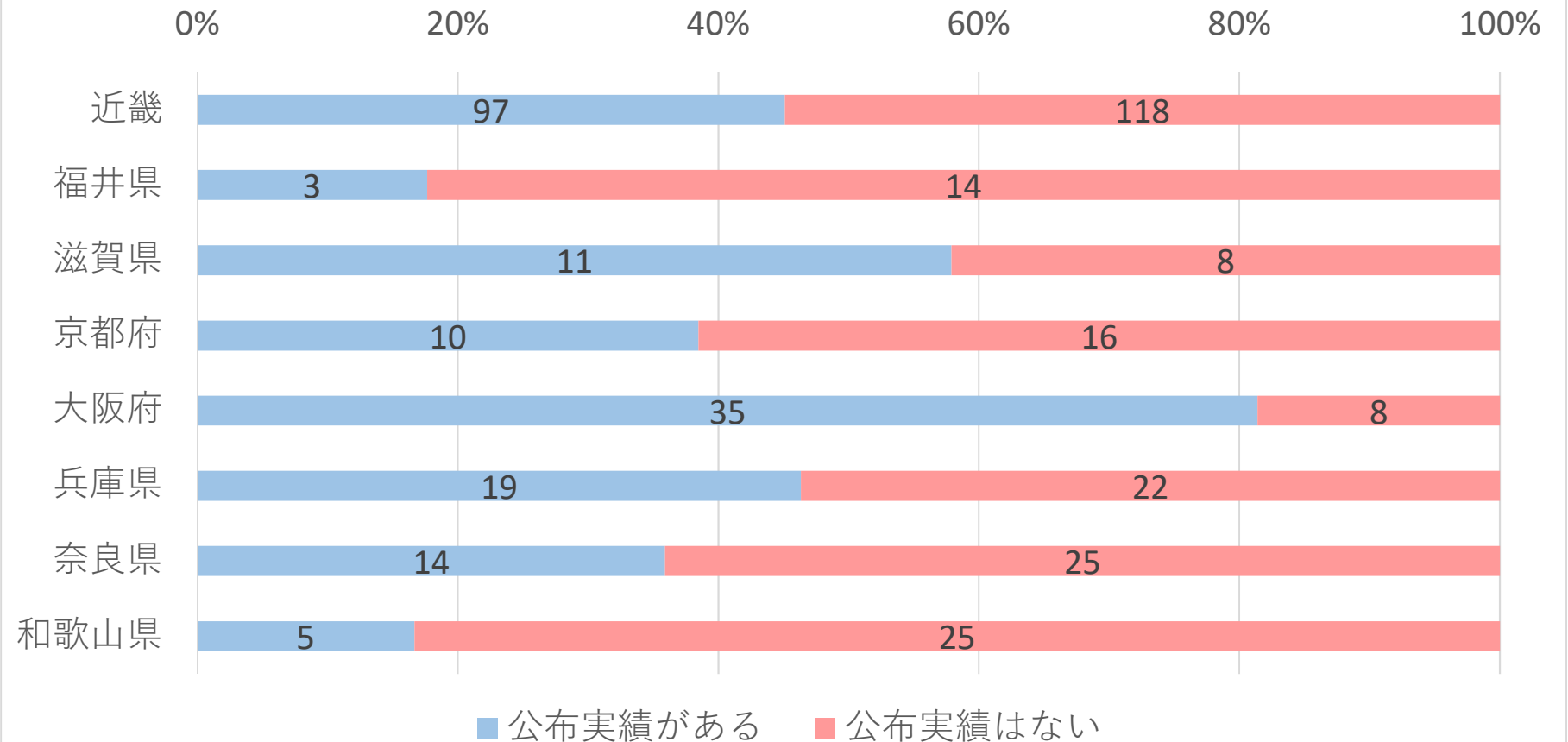


【問8】被相続人居住用家屋等確認書の公布実績

・近畿管内全体では、97市町村(45%)で被相続人居住用家屋等確認書の公布実績がある。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計

被相続人居住用家屋等確認書の公布実績の有無

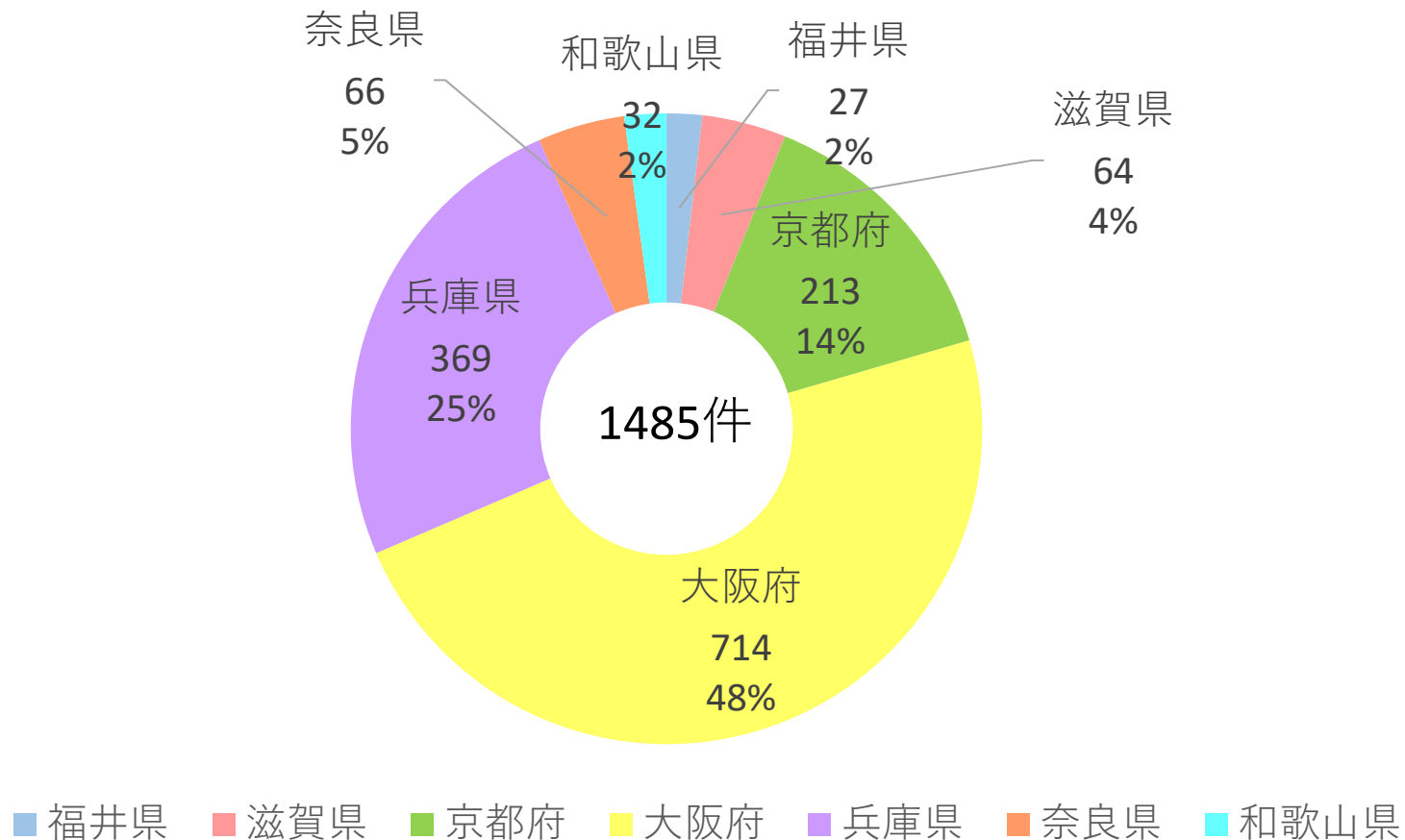


【問8】被相続人居住用家屋等確認書の交付件数

- ・近畿管内全体での被相続人居住用家屋等確認書の交付件数は1,485件である。
- ・被相続人居住用家屋等確認書の公布件数が多いのは、大阪府714件(48%)と兵庫県369件(25%)である。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間の累計

被相続人居住用家屋等確認書の公布件数



・清算人の選任申立て実績は全ての市町村において実績はなかった。

空き家法施行後～令和3年3月31日の間の累計

近畿管内におけるこれまでの空家等の活用事業について

- ・「空き家再生等推進事業」及び「空き家対策総合支援事業」における活用状況

※平成27年度から令和2年度を集計

【1】近畿管内の空き家の活用事業における用途別割合

・近畿管内全体での空き家の活用事業における用途別割合が最も多いのは、住宅で203件(66.1%)、次いで交流・体験施設で74件(24.1%)で、全体の大半を占める。

